



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

STARTER

Vol.63

2023年冬号

令和4年度 第3回全体研修会

テーマ 「さいたま市入退院支援ルールについての説明・意見交換会」

～行政・医療と共につくろう！さいたま市の入退院支援ルール！～

開催日時 令和4年7月16日（土） 14時00分～16時00分

参加者 さいたま市いきいき長寿推進課様

さいたま市民医療センター様

さいたま市医師会在宅医療支援センター様

当協会会員

2名

6名

4名

31名

計43名

第3回全体研修会は、ZOOMによるリモート方式にて、「さいたま市入退院支援ルールについての説明・意見交換会」について行政・医療合同で行いました。

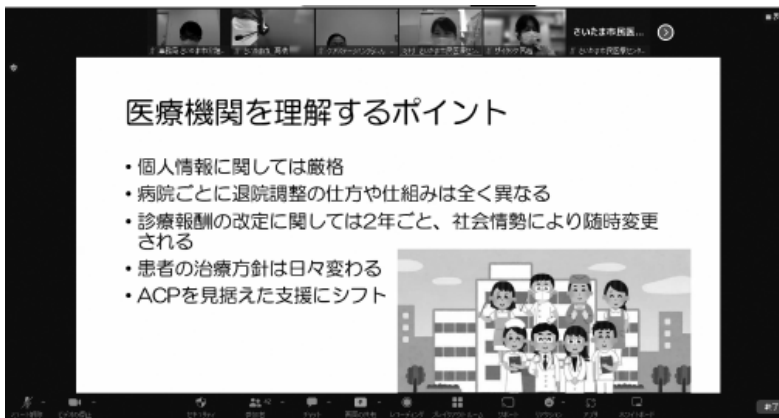
今年度より運用開始となりました「さいたま市入退院支援ルール」の内容と共同支援のポイントを共有し、その後、医師会支援センターのコーディネーター、さいたま市民医療セ

ンターのMSW、連携看護師とGWにて意見交換を行いました。

入退院支援ルールは、2年前よりさいたま市在宅医療・介護連携推進会議入退院支援ルール等協議部会にて話し合いを重ね作成し、当協会の役員も参画しています。

同部会事務局 いきいき長寿推進課係長 高橋純一郎氏より支援ルールの説明後、市民医療センター患者

支援センター課長補佐 河村愛子氏より医療側の視点から入退院支援時の円滑な連携・情報交換のポイントの説明。続いて、当協会研修・ネットワーク推進委員 松尾副委員長より介護側の視点からポイントを説明、ポイントを共有後、後半は医療・介護関係者が各グループに分かれグループワークにて意見交換を行いました。

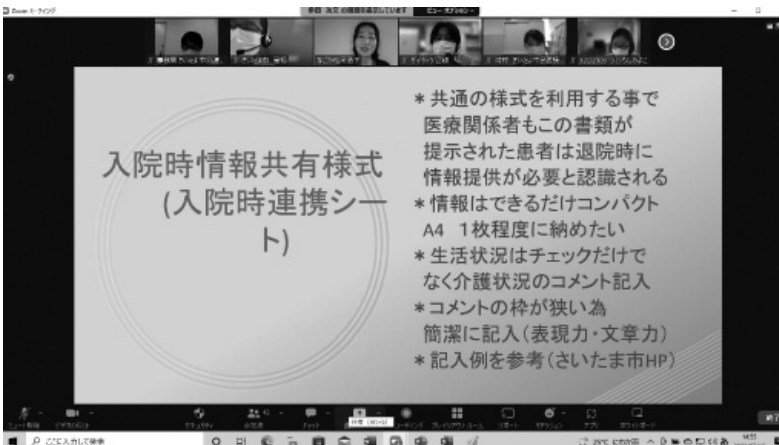
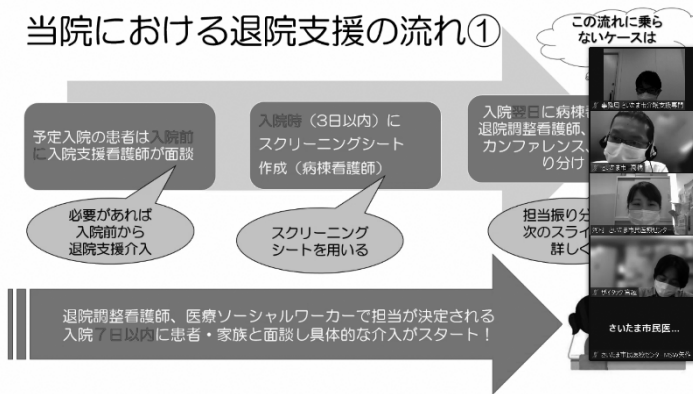


医療機関を理解するポイント

- ・個人情報に関しては厳格
- ・病院ごとに退院調整の仕方や仕組みは全く異なる
- ・診療報酬の改定に関しては2年ごと、社会情勢により随時変更される
- ・患者の治療方針は日々変わる
- ・ACPを見据えた支援にシフト



当院における退院支援の流れ①



入院時情報共有様式 (入院時連携シート)

- * 共通の様式を利用する事で医療関係者もこの書類が提示された患者は退院時に情報提供が必要と認識される
- * 情報はできるだけコンパクト A4 1枚程度に納めたい
- * 生活状況はチェックだけでなく介護状況のコメント記入
- * コメントの枠が狭い為簡潔に記入(表現力・文章力)
- * 記入例を参考(さいたま市HP)

支援ルールの中には、さいたま市独自で作成した「入院時連携シート」や、各病院の入院時担当窓口一覧の情報なども含まれており、ケアマネジャーとして入院時から退院時までの役割も時系列で示されているため、活用しやすくまとめられていました。

グループワークでは、①「入退院支援でよかった事、苦勞した事」、②「質問事項、ルールをこう活用したい」というテーマで話し合いました。各グループとも、リモート上ではありませんが、お互いの顔を見ながら交流ができ本音で話し合

うことができたようです。

最後に各グループごとに発表し内容を共有。医療側に必要な情報や欲しい情報、逆に困った情報提供の仕方なども知ることができました。話し合いの中で、医療関係者の皆さんも利用者(患者)の「普段の生活状況や意欲、家族関係」等を知るケアマネジャーの情報はとても重要で、退院に向けた支援に必要不可欠であることを再確認できました。

最後に行政から、「これが完成形ではなく、これから皆さんで運用していただきたいながら話し合

いを重ね、この支援ルールをより活用しやすいものに作り上げていくことが重要です」とのお話があり研修を終えました。

今後、行政や医療機関と顔の見える関係を築きながら連携、話し合いを重ねよりよい入退院支援ルールを運用できればと思いました。

研修・ネットワーク推進委員
副委員長 澁谷 知久

令和4年度 第4回全体研修会

講義 「栄養ケア・ステーションの紹介と活用事例」

事例テーマ 「利用者の栄養の認識と支援について」

開催日時 令和4年11月11日(金) 14時00分～16時00分
開催方法 ZOOMでのリモート研修

第4回全体研修会は、ZOOMでのオンライン形式にて、埼玉県栄養士会常任理事 栄養ケア・ステーション 部長 地域活動事業部運営委員長 川嶋啓子氏と埼玉県栄養士会の栄養士4名をお招きし、当協会員38名参加で開催。川島栄養士の「栄養ケア・ステーションの紹介と活用事例」のご講義と、当協会役員が用意した事例に基づき、当会員の居宅・施設ケアマネ、また栄養ケア・ステーションの栄養士が各グループに分かれて、それぞれの視点から自由な発想で事例を検討する二部構成で行われた。

まずは、川島氏による講義から開始、栄養ケアの定義として、「一人ひとりの健康・栄養状態に対応した生きる営みの総合的な尊厳と快適さを保つことを大切にし、治療から介護、自立支援までを組み合わせたり、融合させた介入を行うこと」との説明がなされ、栄養士による地域の活動の実際についてご説明いただいた。

○(公社)埼玉県栄養士会の紹介

栄養士は都道府県の知事が認定する国家資格。管理栄養士は、厚生労働省大臣が認定する国家資格であり、病院や学校健康教育、勤労支援、公衆衛生、研究教育等各職域によって、専門

性が異なるため、職域ごとに所属する事業部がある。職域事業部の中の地域活動部に栄養ケア・ステーションが位置付けられ、健康づくりや病気の予防・改善の栄養ケア業務を行う地域密着型の拠点として2008年から活動している。戦後は地域的な栄養ケアが必要だった時代から、個々人の状況に適した栄養管理が必要になっており、市民健康栄養講座にて食生活相談等が月1回開催されている。

○地域包括ケアと連動した栄養ケアの必要性、管理栄養士による栄養食事指導(栄養管理)

入院中は病院の栄養士、施設入所時には施設の管理栄養士が携わっているが、在宅療養では栄養支援が途切れがちとなり、切れ目のない適切な栄養支援の必要性が高まってきている。地域包括ケアシステムにおいて、管理栄養士による栄養食事指導は、予防的対応として、低栄養予防や疾患重症化等、個々へのアセスメントを行い、必要な栄養食事指導や摂取方法等を検討したり、疾患・症状別対応を行っている。

○診療報酬・介護報酬の改定に伴う栄養食事指導
・外来栄養食事指導：病院・クリニックに雇用されている栄養士が医師の指示書に基づき実施。

・訪問栄養食事指導：2020年から栄養ステーションに登録している栄養士が主治医の指示書に基づき、雇用関係が無くてもステーションとの契約にて医療保険で実施可能、また2021年から介護保険にて管理栄養士が行う居宅療養管理指導が実施可能になった。

訪問栄養指導を利用するにあたり、ケアマネの必要な動きとして、栄養課題をケアプランに反映・記載し、本人家族に了承を得て、栄養ケア・ステーションに相談し、ステーションが稼働可能な栄養士を探し、クリニックとの業務契約を交わす等の調整を行うとのこと。気軽に相談していただき、効果が上がり、栄養ケアの常用性がデータとして繁栄されるとうれしいとの話があった。

○栄養ケアユニットと認定栄養ケア・ステーション
・栄養ケアユニット：医療機関を拠点とし、埼玉県内に5カ所、さいたま市は埼玉精神神経センターに設置されており、疾患別の治療食や減塩対策、嚥下不良、食事量低下等の相談を個々に対応している。

・認定栄養ケア・ステーション：調剤薬局に勤務する管理栄養士が増えてきており、県内12カ所設置有り。地域によって、訪問での栄養

指導が可能なステーション5カ所有り。設置等には課題が多いが、県栄養士会の栄養ケア・ステーションと協力し、各医師会やケア会議等で説明を行っている状況。

○介護予防・日常生活支援総合事業での訪問栄養食事指導

市区町村の取り組みと連携し、鴻巣市や熊谷市、川越市等は、介護保険の介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスCや3か月の短期集中サービスとして訪問栄養指導を行っている。この場合は主治医の意見書がなくても実施可能。特定高齢者で、独居で調理をしたことがない男性や調理が困難な方に調理法を伝えたり、総菜中心の方へ惣菜の選び方や栄養バランス等の指導を行っている。

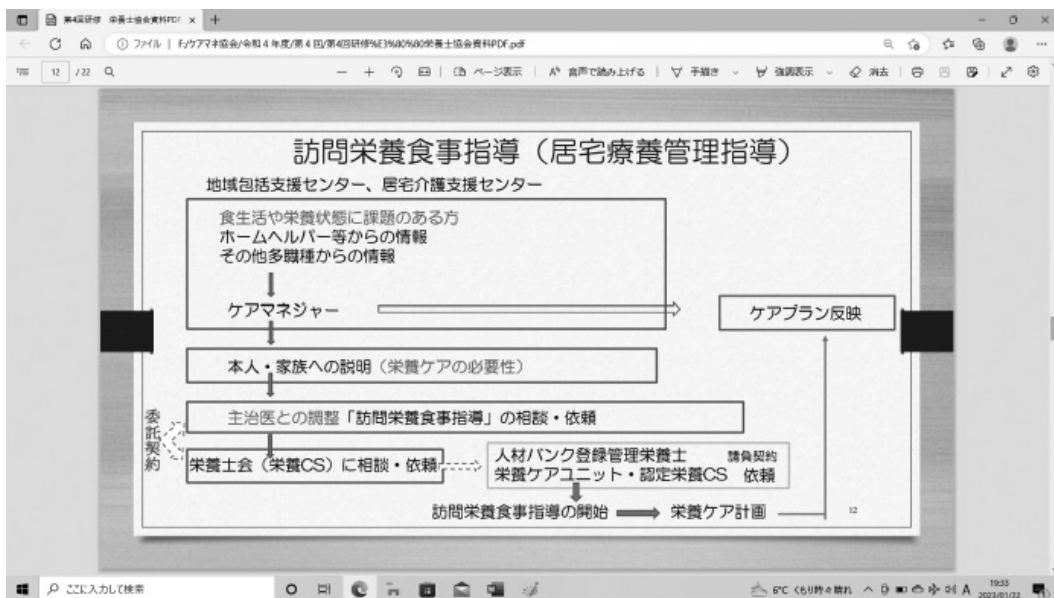
○目指せ！地域栄養ケアネットワークの構築

これからの栄養ケア・ステーションの課題として、マンパワーの確保と質の担保、スキルアップを図りながら、地域の中での栄養ケアネットワークを構築していくには、医療機関・調剤薬局・訪問等の医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療職種との理解と協働、市区町村や社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅系介護保険事業所の理解・協働、企業、自治会、地域施設、商業施設等との地域コミュニティの理解と連携等、各所への周知と理解を得て連携を図っていききたい。

地域包括ケアシステムの中に栄養面でのサポートが稼働していること、栄養ケア・ステーションに電話やメールでの相談をすることから、

連携が始まることを学ぶことができた。

第2部は、グループワークでの事例検討会が行われた。事前に役員会にて、栄養面で困っている事例をピックアップし、ケアマネ5〜6名と栄養士1名でグループを組み、ZOOMでの事例検討



お問い合わせ先
 公益社団法人埼玉県栄養士会
 栄養ケア・ステーション
 住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目10番4号
 埼玉建設会館内
 連絡先 TEL 048-866-7925
 FAX 048-866-7926
 E-mail s-eiyou@fancy.ocn.ne.jp
 ご静聴ありがとうございました。

のルールとして、画面での表情やリアクションが重要なため、グループ外の記録担当者が画面で共有のパワーポイントに記録していく形がとられた。また、事例提供者の支援を目的とし、プランの内容や発表者の発言に批判や否定はしないことも共有ルールとして開始された。

事例提供者からの事例説明、困りごとの説明後、アセスメントを深める目的で、参加者が状況や疑問点等を一問一答し事例を共有。その後、これからできる支援や手立てを発表する形でグループワークが進められ、検討後各グループの発表を行った。

「少量しか食べていないのに、年間10キロ太ったとの相談を家族から受けて困った事例」や「アルツハイマー型認知症で同じものしか食べない利用者の事例」「医師からの塩分制限等に沿ったものを食べさせたいが、他の家族は好きなものを食べさせたいと意見が分裂している事例」等が上げられ、ケアマネからの視点・栄養士からの視点を共有し、タンパク質や炭水化物、植物繊維等バランスを見直すための具体的な改善方法の提案や栄養士が介入することで、問題点を整理する糸口を広げる等、新たなアプローチ法が見いだせた事例検討会となった。

ふらつきが強くなった等栄養面以外からの困り事でも、栄養面が関わっていることが多いとの栄養士からの話もあり、課題分析時に、栄養ケア・ステーションに電話相談することも可能であるため、活用・連携していきたいと思う。施設や居宅でのケアマネの考え方の違いや、携わりや経験に基づくさまざまな意見を交換することができ、気づきや学びの多い研修・事例検討会であった。

令和4年度 第1回よろず相談会

開催日時 令和4年10月21日（金）15時00分～16時00分

開催方法 ZOOMによるリモート方式

参加者 9名

よろずとは、「なんでも」「どんな事でも」宮本会長と松橋副会長の「ミヤちゃん&マツちゃん」コンビがあなただのお悩みや疑問に何でも答えてくれます。

令和4年度 第1回よろず相談会が、ZOOMによるリモート方式で開催されました。

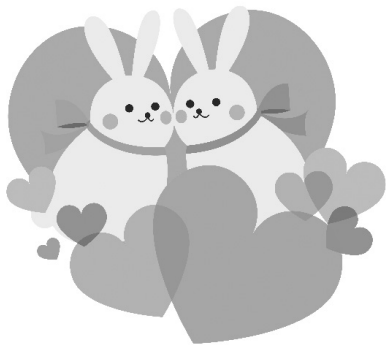
冒頭、武蔵野銀行 熊谷氏より信託業務（遺言信託・金銭信託）についての説明、またNPO法人 ライフ・アンド・エンディングセンター 理事長 須齋氏より法人の活動内容、終活支援について情報提供がありました。

今回の相談内容として、「利用者から利用票の紙はいらないと言われた。渡さなくてもよいのでしょうか?」「書類関係で印鑑押印なしでもよくなってきたが、契約書でも押印なしでも構わないのでしょうか?」、皆さんの事業所はどうしているのでしょうか?

他にも「寝たきり」「身寄りなし」「生保」「お金のおろし方」についてどうしたらいい? 「特養申し込み中（独居）で ロングショート利用中の通院支援はどうしたらいい?」などの相談があり、あつという間の1時間でした。

今後も「よろず相談会」の開催を予定してい

ます。「コロナ禍で、悩み事をなかなか相談できない」「誰に相談すればいいか分からない?」「ケアマネ同士で交流する機会がない」等々。「よろず相談会」であなただのお悩みをご相談ください。皆様のご参加をお待ちしています。



さいたま市介護保険課との意見交換会について

令和4年11月18日(金)に、当協会顧問であるさいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課

石渡課長、介護保険課職員と宮本会長、松橋副会長、山下副会長との間で、意見交換会を実施しました。

意見交換会では、当協会執行部会並びに役員会にて意見の上がった課題や、提案事項に対し介護保険課へ提案を提出、情報交換を含め以下の内容が上がりました。

1 負担割合証に関する現状と提案について

(1) 保管について

(ケアマネ協会から)

毎年7月末に一斉郵送され、居宅介護支援事業所とサービス事業所はその写しを保管するため、一斉郵送に合わせて利用者宅へ行き、写しを取って双方の事業所にFAX等で情報提供する現状の中、利用者の紛失により再交付申請代行業務も一定数見られる。

負担割合証の保管については当協会としては確認義務(記録)は必要だが、保管については必須ではないと認識しているが、保管必須と認識しているケアマネジャーもいるため確認したい。

(介護保険課から)

意見のとおり。負担割合証の原本確認は必要だが、コピーを保管する義務は市として求めている。携帯電話で写真を撮り、事業所で記録

をしたら削除するといった方法でもよい。

(2) 交付について

(ケアマネ協会から)

新規申請の場合、利用者宅へ負担割合証のみが先に郵送されるため、利用者や家族が混乱し紛失する現状があるため、新規申請の際は資格者証と合わせて負担割合証を交付できないか、また窓口の交付は可能か。

(介護保険課から)

指摘の意見は介護保険課でも把握しており共感するところだが、資格者証と負担割合証は性質上、異なるため同時処理、交付は難しいが対策として、利用者に対しケアマネジャー等に連絡するよう同封資料やHPで呼びかけをしているが、開封しないまま紛失してしまう利用者も一定数いるため悩ましいところ。

市としてもHPの修正を行い、なおかつ負担割合証に同封する案内を見直し、利用者へ周知したいと考えている。

なお、窓口交付については、原則は郵送となるが、同居家族で本人確認が取れる場合に限り実施している。

2 意見書及び調査票の資料提供について

(ケアマネ協会から)

資料請求をして受け取るまでの日数を要し、ケアプランに反映するのが遅れ、業務に支障が

出ている。現状は請求日から1週間から10日程度で写しができ、区からの連絡にて受け取りに行っている。

ケアプラン作成のために必要な資料なのでその場で決済、交付はできないか。近隣の蕨市、川口市では即日発行を行っていると聞いているが、さいたま市でも可能か。

(介護保険課から)

プランに反映される現状を理解している。資料については文書管理の都合上、準備に時間を要してしまうという現状がある。

蕨市、川口市はどのように発行しているのか情報収集した。

川口市は即日発行は入所のケースで居宅は翌日の16時以降にお願いしているとの事。蕨市は必ず即日と言う約束はできず、窓口が空いており他の対応がなければ5〜10分程度で発行可能な場合もあるが、原則翌日の午後以降をお願いしているとのこと。

市の側としても事務作業の負担が大きく、窓口での即日交付は各区役所に分散している政令市の特性上難しい。ケアマネジャーの業務の負担軽減も考慮し、現在複写式となっている申請書をさいたま市HPからダウンロード可能となるよう検討していく。

3 さいたま市の要介護認定者数、介護支援専門員の人数(実務者、資格保持者)について

(ケアマネ協会から)

予防プランの委託先受け入れが困難な状況と合わせ、検討の観点から情報を知りたい。

(介護保険課から)

直近の要介護認定者数は第1号、2号合わせて57,961人、そのうち要支援1,2の認定者は15,597人で全体の26.9%、実務中の介護支援専門員の人数は居宅が1,355人、小規模多機能や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型は122人、特養や老健、介護医療院等の施設系は233人だった。(資料提供により)

4 その他の検討について(意見交換)

さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会(以下「さい介協」)への提案を含め以下の2点を考えているが、意見をうかがいたい。

(1) 各サービス事業所の利用申込書について事業所ごとに作成している申込書が、記入するケアマネジャーからすると同様の内容が多く、省力化や統一書式が定められないか、さい介協を通じ、市からも利用申込書の共通様式を示してもらえないだろうかとの意見について見解を知りたい。

(介護保険課から)

入院時連携シートのような統一様式のようなイメージをしているが、各サービスや事業所ごとに知り得たい情報のイメージが湧かないというのが現状。

(ケアマネ協会から)

入院や退院の際の連携シートのような統一見

解はケアマネ協会の間でも事業所サービスの利用申込書では難しいのではないかという意見もある。

例えば、通所介護や、訪問看護等サービス内容によっても知り得たい情報は異なるし、同じサービスによっても事業所によって内容が異なることも十分に考えられる。

その場合統一するとなると氏名や住所、介護保険情報などの基本的な情報しか統一できないのではないかと考えている。

(2) 予防プランの受託について

(ケアマネ協会から)

居宅介護支援事業所で受託を断られ、シニアサポートセンターが困っているとのこと。さい介協の地域包括支援センター部会から市の運営協議会で取り上げるなどの予定があるか。また、当協会でも予防プランの受け入れについてのアンケートによる実態調査を行おうと考えているがいかがか。

(介護保険課から)

予防プランの受託について、各地域包括支援センターで受託先がなく苦勞していることは認識している。

居宅にとっても、包括にとっても書類管理や事務処理の負担が大きく、現状のやり方は非効率であると考えており、市としても問題視している。

さいたま市の取組みとして、内閣府の地方分権改革において、居宅介護支援事業所が包括を挟まず直接予防プランの受け入れを可能とする

仕組みを認可してほしい等の提案を行っている。(内閣府HPで取組みを掲載 <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>)

また行政の立場上、報酬改定の提案はできないが、委託料についても居宅介護支援事業所が業務負担の割には少ないのではないかとという考えも理解できる。

その他に新規や変更申請等の見直しについての有効期間も通常同様の期間にしても良いのではないかと提案しているところ。

(ケアマネ協会から)

さいたま市として予防プラン作成における業務負担の改善案や委託業務の簡略化について内閣府へ提案いただいているということは大変ありがたい、ケアマネ協会からも発信していきたい。

新規や変更申請の認定期間についても、ケアマネジャーの倫理観も問われるところ。ケアマネジャー一人ひとりが、利用者の個々の状態によって必要に応じ見直しをしっかりと行えば、有効期間は設けなくても良いと考えるが、少なからず状態が重くなったりときは変更申請をかけるが、改善が見られた場合は、次の有効期間まで現状のままというケースも否定はできない。

入所系サービスは特に介護度の改善によって介護報酬や加算、入所条件にも場合によっては関わってくるため、改善による変更申請は積極的ではないと思われる。

以上

ちょっと coffee break

会員S

日に日に寒さが増す今日この頃、新型コロナやインフルエンザを気にしながら、自身の体調管理をするのも大変な時期ですね。私たちの職種は沢山の人と関わりを持つので、皆様も感染症予防には細心の注意を払っていることと思います。

私事ではありますが、12月上旬ごろに新型コロナウイルスに感染をしまい、自宅で療養をしていました。職場では私だけが陽性者であり、早めの対応が功を奏したのか他の人に移していなかった事が幸いです。しかし、残念ながら自身の家族には移ってしまいました。高齢者や持病がある同居家族はなく重症化もしなかったのですが、思った以上に体調は悪くなりました。今までに職場でのクラスターも経験しましたが自身の感染には至らなく、周りの人からも「あなたはコロナにならない人なんだね」「どれだけ働いても体調を崩さないんだね」などと言

われ、健康管理がしっかりできているのかな？なんて優越感に浸っていました。やっぱり、ヒトはウイルスに勝てない時もあるんだな、と実感しています。

療養期間中には色々な事を考えてしまいました。「いったい、どこで貰ってきたんだろう」と考えることもあれば、「弱毒化していると言われていのにこんなにも辛いんだから、第8波よりもっと前に罹っていたら、症状はもっとひどかったのかな？」「新型コロナと言うけれど、3年近く経っても新型なの？いつまで新型なんだろう？」など、今現在も解決できずに気になっています。

今後も感染者数の拡大が予測されるなか、体調には充分気を付けながら仕事をしていきましょう。はやく、どんちゃん騒ぎがしたいです。

あとがき

新型コロナウイルス感染症の第8波により、業務負担の増加、難しい判断等、対応に苦慮するケースも多いと思います。発生から3年が経過し、5月8日に特段の事情が生じない限り、感染症分類を2類から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行する方針が決定されました。

今後、ガイドライン等、様々な機関で見直しが行われ、平時に向けて動き出そうとしています。

今年の干支「卯」は、「飛躍」や「向上」の象徴、今までの努力が開花し、実り始める縁起の良い年とされています。

さいたま市介護支援専門員協会 会員随時募集中！

さいたま市介護支援専門員協会は、介護支援専門員の資質向上とネットワーク化を図り、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的に活動しています。

入会をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

事務局

〒331-0074 埼玉県さいたま市西区宝来 86-1

敬寿園宝来ホーム

連絡先 TEL 080-4750-4400 FAX 048-620-0601

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会

検索